

公共施設等の管理者一覧表

施設の名称	管理者 (担当課)	管理の方法
国道・県道	国道事務所・可茂土木事務所	各管理者と協議すること。
町道 (位置指定道路を含む。)	川辺町 基盤整備課	工事完了検査後、敷地・施設ともに町に帰属する。
沈砂調整池 *1	川辺町 基盤整備課	自己用外については、工事完了検査後、敷地・施設ともに町に帰属する。施設の通常維持管理については、居住者又は事業者で行う。
排水施設 *2	川辺町 基盤整備課	工事完了検査後、敷地・施設ともに町に帰属する。
公園	川辺町 基盤整備課	敷地は町又は自治会等と協議し、帰属先を明確にする。施設の維持管理については、受益者又は事業者で行い、かつ施設の町への帰属は受けないものとする。
緑地 (残地森林、造成森林含) *3	川辺町 基盤整備課	自己用外のみ敷地は町へ帰属する。ただし、自治会等より要請があった場合はこの限りでない。施設の維持管理については、居住者又は事業者が協力する。
農業用排水施設	川辺町 基盤整備課	工事完了検査後、敷地・施設ともに町に帰属する。
消火栓	川辺町 総務企画課	工事完了検査後、施設は町に帰属する。
防火水槽	川辺町 総務企画課	自己用外については、工事完了検査後、敷地・施設ともに町に帰属する。
集会施設	川辺町 総務企画課	敷地は町又は自治会等と協議し、帰属先を明確にする。施設の維持管理については、居住者又は事業者で行い、かつ施設の町への帰属は受けないものとする。
ごみ集積所	川辺町 産業環境課	自己用外についてのみ敷地は町に帰属する。ただし、自治会等から要請があった場合はこの限りでない。町への帰属は受けないが、設置にあたっては、町長と協議するものとする。施設の維持管理及び清掃については、居住者又は事業者で行うものとする。
給排水施設	川辺町 上下水道課	工事完了検査後、敷地・施設ともに町に帰属する。
汚水処理施設	川辺町 上下水道課	設置にあたっては、町長と協議するものとする。施設の維持管理及び清掃については、居住者又は事業者で行うものとする。

注 1

- *1 兼用調整池については、帰属を受けないものとする。
- *2 帰属後の維持管理が容易にできるものであること。
- *3 管理通路が併設されているものについてのみ帰属を受ける。

注 2

道路、公園等の法面が維持管理上必要である場合は、その施設の敷地として帰属を受ける。